

## 南砺市スポーツ少年団活動の取り扱いについて

- 1 濃厚接触者が単位団で出た場合
  - ・単位団のみ活動休止とする。
  - ・団員(団員家族)は指導者に報告し、指導者は支部事務局に報告する。支部事務局より本部へ報告する。(守秘義務厳守)
- 2 感染者が単位団で出た場合
  - ・支部全体を活動休止とする。
  - ・団員(団員家族)は指導者に報告し、指導者は支部事務局に報告する。支部事務局より本部へ報告する。(守秘義務厳守)
- 3 練習試合、県外交流は？
  - ・緊急事態宣言の終了までは富山県ステージ2が発令中、練習試合、合同練習は禁止とする。宣言発令が解除されても、しばらくは、県外との交流は控える。宿泊を伴う合宿、遠征などは禁止する。
  - ・県代表として他県での開催される大会に出場した団員及び指導者については、帰県後2週間は体調管理や感染防止対策をより徹底されるとともに、発熱等の症状が出るなど体調に変化が生じた場合は、速やかにかかりつけ医・最寄りの医療機関に相談すること。
- 4 その他
  - ・健康管理(3密回避、マスク着用、消毒、検温)の徹底。  
団員と保護者の意見を尊重し、活動内容についてあらかじめ周知するとともに、団員に対して参加を強制しないようにする。
  - ・少人数での活動を行い、リスクの低い活動を中心に短時間での活動を心掛ける。
  - ・こまめな換気を行う。
  - ・活動以外でのマスク着用。指導者はマスク着用を行い活動する。
  - ・練習中、終了後の捕食は黙食とし、分け合いなどでの接触をなくす。
  - ・練習後は速やかに、帰宅する。
  - ・このほか、市の新型コロナウイルス対策本部や教育委員会の定めた方針に沿った活動する。

※中学校部活動は教育の一環の活動です。スポーツ少年団は課外活動になります。  
今は、全体の活動はできないかもしれませんが、自宅での個人練習などを行いなが

ら、今後に繋げていただけるかとも思います。新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があります。もう少し我慢してコロナを乗り越えていきましょう。

※新型コロナウイルス感染証については、日々状況が変化しており、今後の感染状況に応じて、上記が変更になる場合もあります。今後の情報に十分に留意していただきますようお願いいたします。